

## 【フランス】経済活動に対する規制の簡素化等に関する法律

海外立法情報課 奈良 詩織

\* 2026 年 5 月、行政手続により生じる企業側の負担の軽減、企業と行政との信頼関係の構築、国内の産業・デジタル諸計画の推進などを目的とする法律第 2026-403 号が成立した。

### 1 制定の背景と経緯

2023 年 6 月に上院の企業問題調査会が提出した報告書<sup>1</sup>において、企業に課される法的規制によるマクロ経済的コストは、最低でも GDP の 3%（年間約 600 億ユーロ<sup>2</sup>）に相当するとの試算がなされた。また、世界経済フォーラムが 2019 年に発表した『世界競争力報告書 2019』において、フランスは、「政府の規制による負担」の指標で世界第 65 位にとどまった<sup>3</sup>。そこで、2024 年 4 月、行政手続による企業側の負担の軽減、企業と行政の信頼関係の構築、無用な制約を削減するための法令の合理化を目的とする法律案が大臣会議に提出された。上下両院による大幅な内容の追加・修正を経て、2026 年 5 月、全 12 章 84 か条<sup>4</sup>から成る「経済活動の簡素化に関する 2026 年 5 月 26 日の法律第 2026-403 号」<sup>5</sup>が成立した（一部を除き同月 28 日施行）。

### 2 本法律の構成と主要な規定

本法律は、第 1 章（第 1 条～第 4 条）：行政組織の簡素化、第 2 章（第 5 条～第 11 条）：企業に係る行政手続の簡素化、第 3 章（第 12 条～第 21 条）：公共調達への参入支援、第 4 章（第 22 条～第 24 条）：企業の義務の簡素化、第 5 章（第 25 条～第 28 条）：訴訟規則の簡素化、第 6 章（第 29 条～第 34 条）：零細企業の権利、第 7 章（第 35 条～第 42 条）：産業・インフラ計画支援、第 8 章（第 43 条～第 53 条）：経済のエネルギー・エコロジー転換の加速、第 9 章（第 54 条～第 60 条）：革新のための簡素化、第 10 章（第 61 条～第 77 条）：商業の発展に係る簡素化、第 11 章（第 78 条～第 81 条）：企業のための簡素化委員会の設置、第 12 章（第 82 条～第 84 条）：諸規定について定める。以下、本法律の主要な規定を紹介する。

#### （1）公共調達のための単一プラットフォームの導入（第 12 条）

第 12 条は、2030 年末までに公共調達に関する単一のプラットフォーム（「PLACE」）を導入することを定める（公共調達法典<sup>6</sup>L.第 2132-2 条及び L.第 3122-4 条の改正）。国、国所管の公的機関、公立病院及び社会保障組織の公共調達の発注は、「PLACE」を経由して行うことが

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 9 月 8 日である。

<sup>1</sup> Gilbert-Luc Devinaz et al., *Sénat Rapport d'information: La sobriété normative pour renforcer la compétitivité des entreprises*, N° 743, 2023.6.15, p.13. <<https://www.senat.fr/rap/r22-743/r22-7431.pdf>>

<sup>2</sup> 1 ユーロは約 186 円（令和 8 年 9 月分報告省令レート）。

<sup>3</sup> World Economic Forum, *The Global Competitiveness Report 2019 Insight Report*, 2019.10.8, p.223. <[https://www3.weforum.org/docs/WEF\\_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf](https://www3.weforum.org/docs/WEF_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf)>

<sup>4</sup> このうち 25 か条が、「便乗立法」であるとして、憲法院により一部又は全部違憲と判示された。Décision n° 2026-903 DC du 21 mai 2026. <<https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2026/2026903DC.htm>>

<sup>5</sup> Loi n° 2026-403 du 26 mai 2026 de simplification de la vie économique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2026/5/26/2026-403/jo/texte>> 以下、制定の背景や内容は、Christophe Naegelen et Stéphane Traver, *Assemblée nationale Rapport*, N° 1191, 2025.3.27. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/rapports/csvieeco/117b1191-ti\\_rapport-fond.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/rapports/csvieeco/117b1191-ti_rapport-fond.pdf)>; Catherine Di Folco et Yves Bleunven, *Sénat Rapport*, N° 634, 2024.5.28. <<https://www.senat.fr/rap/123-634/123-6341.pdf>> を参照した。

<sup>6</sup> Code de la commande publique. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000037701019](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000037701019)>

義務付けられる。従来の発注者ごとの異なるプラットフォームを単一プラットフォームに統一することで、公共調達に関する行政コストを削減し、中小企業の参入を促進する狙いがある。

## (2) 事業譲渡の際の従業員への情報開示義務の一部廃止（第 22 条）

第 22 条は、従業員数 250 人未満の企業に課される事業譲渡の際の情報開示義務に関して、①従業員数が 50 人未満の企業について、この義務を廃止し、②従業員数 50 人以上 250 人未満の企業について、情報開示の期限を事業譲渡日の 2 か月前までから 1 か月前までに改め、違反企業への過料の上限額を対象企業の総売上高の 2%から 0.5%へと引き下げる（商法典<sup>7</sup>L.第 141-23 条及び L.第 23-10-1 条の改正）。改正後の規定は、本法律の公布から 2 か月後に施行される。

## (3) 行政と企業との紛争の調停の際の不服申立期間の中断及び時効の停止（第 25 条）

第 25 条は、行政と企業との紛争が生じた際に、不服申立てとは別に行うことのできる調停（*médiation*）について、調停が行われる間、当該紛争の不服申立期間を中断し、時効を停止することを定める（公衆と行政との関係に関する法典<sup>8</sup>L.第 421-3 条の新設）。これらの期間は、調停の終了が宣言された日に再開される。本法律制定以前は、調停が行われる間、問題となっている紛争に関する裁判所への不服申立期間や時効が、調停者（*médiateur*）<sup>9</sup>の種類によって中断又は停止される場合もあれば、調停中も経過し続ける場合もあることが問題視されていた。

## (4) 法人による銀行口座解約が無償であることの保証（第 29 条）

第 29 条は、法人が保有する銀行口座を解約する際に手数料が発生しないことを定める（金融・財政法典<sup>10</sup>L.第 312-1-7 条の改正）。従来、個人が保有する銀行口座の場合と同様に、法人が保有する銀行口座の解約も無償で行うことができたが、法律上の規定が存在しなかったために、解約手数料が請求されるケースが生じていた。

## (5) データセンター建設計画の推進（第 35 条）

第 35 条は、フランス国内でのデータセンターの建設を促進するために、一定規模以上の戦略的データセンターの建設計画を「重要国家利益計画（*projet d'intérêt national majeur: PINM*）」<sup>11</sup>に認定する（都市計画法典<sup>12</sup>L.第 300-6-2 条の改正）。

## (6) 店舗経営者の資金繰り支援（第 62 条）

第 62 条は、①商事賃貸借の家賃の支払は、賃借人たる店舗経営者の要求に応じて月払とすること（商法典 L.第 145-32-1 条の新設）及び②商事賃貸借の保証金（敷金）の額は、3 か月分の家賃総額を上限とすること（同法典 L.第 145-40 条の改正）を定める。これまで、商事賃貸借の家賃の支払方式や保証金に関する法的規定が存在しなかったため、契約内容によって、これらの支払が店舗経営者の資金繰りを圧迫するケースが生じていた。

## (7) 企業のための簡素化委員会の設置（第 78 条）

第 78 条は、法令の過多による企業への負担を軽減するために、企業に対して技術的、行政的又は財政的な側面で影響を与え得る法令案又は現行法令についての諮問機関として、「企業のための簡素化委員会（*Conseil de la simplification pour les entreprises*）」を首相直下に設置する。

<sup>7</sup> Code de commerce. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000005634379](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000005634379)>

<sup>8</sup> Code des relations entre le public et l'administration. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT0000031366350](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT0000031366350)>

<sup>9</sup> 調停者は、部門ごとに存在しており、例えば、国の機関、地方公共団体、公施設法人及び公役務の任務を与えられた機関等による人権侵害を受けた者の申立てを受ける権利擁護官（*défenseur des droits*）などがある。

<sup>10</sup> Code monétaire et financier. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006072026](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006072026)>

<sup>11</sup> PINM は、一部の手続の省略を認めることで、産業計画の立地・誘致を円滑化することを目的とするものである。

<sup>12</sup> Code de l'urbanisme. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006074075](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006074075)>